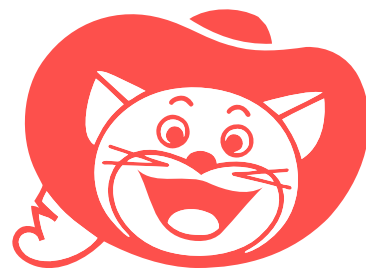


第85期 定時株主総会 招集ご通知

東映アニメーション株式会社

証券コード：4816



TOEI ANIMATION

Since 1956

日時 2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

場所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階
プロビデンスホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件

■目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会参考書類	34

ご出席者への「おみやげ配布」は行いませんので、ご了承お願い申し上げます。

証券コード 4816
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都中野区中野四丁目10番1号
東映アニメーション株式会社
代表取締役社長 高木 勝 裕

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第85期定時株主総会招集ご通知」及び「第85期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://corp.toei-anim.co.jp/ja/ir/general_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所（東証）ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3～4頁の「議決権の行使についてのご案内」に記載の方法により、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
※受付開始時刻は午前9時15分を予定しております。
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1.第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2.第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

お知らせ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、先に記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

交付書面から一部記載を省略している事項

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、下記の事項を除いております。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること
を確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

書面ならびにインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権の行使についてのご案内

「第85期定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいませよう願ひ申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月22日(木)
午後6時までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木)
午後6時まで



詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日(金)
午前10時

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右のご案内に従ってログインしてください。

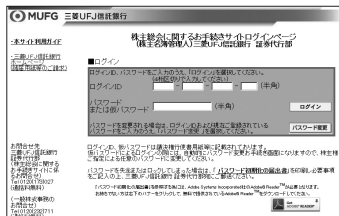
ご注意事項

- 午前2時から午前5時にご利用いただけません。
- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

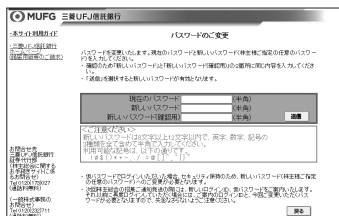
- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、当社グループでは「ワンピース」、「ドラゴンボール」シリーズ、「スラムダンク」、「プリキュア」シリーズ、「デジモンアドベンチャー」シリーズといった主力作品群からの安定的な収益の確保・拡大を図りました。特に、6月公開の映画「ドラゴンボール超 スーパーヒーロー」、8月公開の「ONE PIECE FILM RED」、12月公開の映画「THE FIRST SLAM DUNK」を梃子とした営業活動に注力しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、874億57百万円（前連結会計年度比53.4%増）、営業利益は286億69百万円（同58.3%増）、経常利益は297億91百万円（同58.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は209億00百万円（同63.0%増）となりました。

次に各事業部門の概況を申し上げます。

[映像製作・販売事業]

劇場アニメ部門では、3月に「映画おしりたんてい シリアーティ」、6月に映画「ドラゴンボール超 スーパーヒーロー」、8月に「ONE PIECE FILM RED」、9月に「映画デリシャスパーティ♡プリキュア 夢みる♡お子さまランチ!」、12月に映画「THE FIRST SLAM DUNK」を公開しました。映画「THE FIRST SLAM DUNK」、「ONE PIECE FILM RED」の記録的ヒット等により、前年同期と比較して大幅な増収となりました。

テレビアニメ部門では、「ワンピース」、「デリシャスパーティ♡プリキュア」（2023年2月より「ひろがるスカイ!プリキュア」）、「デジモンゴーストゲーム」、「ふしぎ駄菓子屋 銭天堂」、「おしりたんてい」、「ドラゴンクエスト ダイの大冒険」の6作品を放映しました。前年同期と比較して放映本数が減少したこと等から、大幅な減収となりました。

コンテンツ部門では、前年同期好調に稼働した「デジモンアドベンチャー」シリーズ、「映画ヒーリングっど♡プリキュア」等のブルーレイ・DVDの反動減等により、若干の減収となりました。

海外映像部門では、「ワンピース」、「ドラゴンボール」シリーズの北米向け配信権販売に加えて、映画「ドラゴンボール超 スーパーヒーロー」、映画「THE FIRST SLAM DUNK」、「ONE PIECE FILM RED」の海外上映権販売が好調に稼働したことから、前年同期と比較して大幅な増収となりました。

その他部門では、国内の映像配信権販売が好調に稼働したことから、前年同期と比較して大幅な増収となりました。

以上により、当該事業の売上高は372億58百万円（前連結会計年度比79.4%増）、営業利益は106億80百万円（同85.6%増）と増収増益となりました。

[著作権事業]

国内著作権部門では、映画「ドラゴンボール超 スーパーヒーロー」、[ONE PIECE FILM RED]の公開と連動した展開により、両作品ともゲーム化権、商品化権が好調に稼働したこと等から、大幅な増収となりました。

海外著作権部門では、「ドラゴンボール」シリーズや「ワンピース」のゲーム化権販売に加え、「ドラゴンボール」シリーズや「ワンピース」、「デジモンアドベンチャー」シリーズの商品化権販売が好調に稼働したことから、大幅な増収となりました。

以上により、当該事業の売上高は419億59百万円（前連結会計年度比27.4%増）、営業利益は209億45百万円（同31.3%増）と大幅な増収増益となりました。

[商品販売事業]

商品販売部門では、映画「THE FIRST SLAM DUNK」の商品販売や、「ワンピース」のショップ事業が好調に稼働したこと等から大幅な増収となりました。

以上により、当該事業の売上高は61億39百万円（前連結会計年度比175.2%増）、営業利益は6億48百万円（前連結会計年度は、1億89百万円の営業損失）となりました。

[その他事業]

その他部門では、催事イベントやキャラクターショー等を展開しました。「プリキュア」シリーズや「金色のガッシュベル!!」、「ワンピース」の催事が好調に稼働したことから大幅な増収となりました。

以上により、当該事業の売上高は20億98百万円（前連結会計年度比91.8%増）、営業利益は1億3百万円（前連結会計年度は、2億53百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

[設備投資の状況]

当連結会計年度における設備投資の総額は9億27百万円となりました。主なものは、営業部門のアプリゲーム開発2億64百万円、管理部門の業務管理システム開発2億40百万円等であります。

また、主要な設備の除却又は売却はありません。

[資金調達の状況]

当連結会計年度は主に自己資金にて賄いました。

(3) 対処すべき課題

当社グループでは、「IPを戦略の軸に据えたグローバル事業展開」をより一層強化し、持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指します。

日本最大・世界有数の作品数を有するアニメーション制作会社としての競争優位性を基盤に、魅力的でインパクトのある新たな作品を創作し世界に届けることを梃子に、収益化の機会を限りなく広げていくことを最重要課題として掲げています。

①IP増強：新規IP創出数の増強とIPライフサイクルの長期化

新規IP創出を加速すると共に、産み出した作品を自ら育成・発展させ、IPライフサイクルを長期化することで、作品ファンの親子二世代化・三世代化（エバークグリーン化）を目指します。

②事業拡張：顧客接点の拡大とIP当たり収益規模の伸張

これまでに当社が獲得してきた作品制作や権利運用のノウハウを活かし、既存ライセンス事業に加えて、IPの育成・発展に寄与する自社事業にも注力し、IP当たりの収益規模の最大化を目指します。

③地域展開拡大：日本発IPの増強と海外発IPの強化

国内市場から海外市場へとビジネスフィールドを一層拡大し、従来からの日本発IPの海外輸出をより強化すると共に、海外においては、ハリウッド・ビジネスへの参入、メジャースタジオとの連携によるグローバル・ビジネスを展開します。また欧州・中国市場では、現地製作の推進に取組み、文化・規制等の事業障壁を乗り越え、世界に冠たる「東映アニメーションブランド」の確立を目指します。

④製作能力の進化：IP別に目的特化した製作体制構築と2D/3D先端技術の統合

IP・顧客セグメント別の訴求ポイントを明確化すると共に、国内外の提携スタジオのノウハウ・人材ネットワークの有効化と最適化により、子どもから大人まで幅広いファンを魅了する作品を創作していきます。

また、独自の演出・作画技法をはじめとする当社の伝統技術とCG・AI等の革新技術を融合し、全く新たな映像表現を産み出す製作スタジオを目指します。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 82 期 (2020年3月期)	第 83 期 (2021年3月期)	第 84 期 (2022年3月期)	第 85 期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売 上 高 (百万円)	54,819	51,595	57,020	87,457
営 業 利 益 (百万円)	16,094	15,503	18,107	28,669
経 常 利 益 (百万円)	16,455	16,040	18,822	29,791
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,437	11,067	12,820	20,900
1 株当たり当期純利益 (円)	279.62	270.62	313.46	511.12
総 資 産 額 (百万円)	94,019	105,477	126,883	150,508
純 資 産 額 (百万円)	74,692	85,120	96,044	114,502

- (注) 1. 第83期は、映像製作・販売事業、版權事業、商品販売事業、その他事業が減収となりました結果、前連結会計年度に比べ売上高が5.9%の減収、営業利益が3.7%の減益、経常利益が2.5%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益が3.2%の減益となりました。
2. 第84期は、商品販売事業が減収でしたが、映像製作・販売事業、版權事業、その他事業が増収となりました結果、前連結会計年度に比べ売上高が10.5%の増収、営業利益が16.8%の増益、経常利益が17.3%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益が15.8%の増益となりました。
3. 第85期は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第84期の期首から適用しており、第84期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は東映株式会社で、同社は、当社の株式を14,100,000株(議決権比率34.2%)保有しております。

同社との取引は当社劇場作品の配給、テレビシリーズ作品のテレビ放送業者への販売、資金の貸付等であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。また、資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の役員2名は当社の親会社の役員を兼務しておりますが、当社は、事業運営に関しては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

当該取引は、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づいて行われており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社タバック	10百万円	100.0%	アニメーション映像及び各種映像の録音・編集
東映アニメーション音楽出版株式会社	10百万円	100.0%	当社作品に関連した楽曲の製作及び販売、当社作品の音源を利用した新規事業等
TOEI ANIMATION PHILS.,INC.	フィリピン 61,585千ペソ	100.0%	当社アニメーション映像の製作工程の一部の製作
TOEI ANIMATION ENTERPRISES LTD.	香港 500千ドル	100.0%	アジアにおける当社作品の放映権・商品化権等の販売
TOEI ANIMATION INCORPORATED	US 600千ドル	100.0%	北中南米における当社作品の放映権・商品化権等の企画・製作・販売
TOEI ANIMATION EUROPE S.A.S.	500千ユーロ	100.0%	欧州における当社作品の放映権・商品化権等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

部 門	事 業 内 容
映 像 製 作 ・ 販 売 事 業	各種アニメーション映像・CG映像の企画、製作、販売業務（海外を含む）
版 権 事 業	キャラクターの商品化権の管理及び販売（海外を含む）
商 品 販 売 事 業	各種商品の企画、製造、販売業務
そ の 他 事 業	イベントの企画、実施

(7) 主要な事業所

① 当 社

名 称	住 所
本 社 (中 野 オ フ ィ ス)	東京都中野区
大 泉 ス タ ジ オ	東京都練馬区

② 子 会 社

名 称	住 所
株 式 会 社 タ バ ッ ク	東京都練馬区
東映アニメーション音楽出版株式会社	東京都新宿区
TOEI ANIMATION PHILS.,INC.	フィリピン共和国 マニラ
TOEI ANIMATION ENTERPRISES LTD.	中華人民共和国 香港
TOEI ANIMATION INCORPORATED	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
TOEI ANIMATION EUROPE S.A.S.	フランス共和国 パリ

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
映 像 製 作 ・ 販 売 事 業	790名	18名増
版 権 事 業	71名	12名増
商 品 販 売 事 業	14名	3名増
そ の 他 事 業	25名	11名増
合 計	900名	44名増

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	382名	16名増	40才11ヶ月	10年7ヶ月
女 性	234名	18名増	38才2ヶ月	8年3ヶ月
合計又は平均	616名	34名増	39才10ヶ月	9年8ヶ月

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 168,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,000,000株
- (3) 株 主 数 8,596名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
東 映 株 式 会 社	14,100千株	34.2%
株 式 会 社 テ レ ビ 朝 日	8,250	20.0
株 式 会 社 バ ン ダ イ ナ ム コ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	4,537	11.0
株 式 会 社 フ ジ ・ メ デ ィ ア ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	3,430	8.3
JP MORGAN CHASE BANK 380815 常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,020	4.9
東 映 ビ デ オ 株 式 会 社	1,364	3.3
東 映 ラ ボ ・ テ ッ ク 株 式 会 社	1,050	2.5
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託フジテレビジョン□ 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	800	1.9
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託ソニーグループ003□ 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	780	1.9
株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント	780	1.9

(注) 持株比率は、自己株式 (738,343株) を控除して計算しております。当該自己株式には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森下孝三	代表取締役会長	
高木勝裕	代表取締役社長	
吉谷敏	専務取締役	
北崎広実	常務取締役	
篠原智士	常務取締役 営業企画本部長	
山田喜一郎	常務取締役 製作本部長兼営業企画本部副本部長	
辻秀典	取締役 経営管理本部長兼営業企画本部副本部長	
布施稔	取締役 経営管理本部副本部長兼経理部長、 業務推進部長	
鈴木篤志	取締役 営業企画本部副本部長兼企画部長	
伊東浩治	取締役 経営管理本部副本部長兼経営戦略部長	
多田憲之	取締役	東映株式会社代表取締役会長
角南源五	取締役	株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役 株式会社テレビ朝日取締役副社長
清水賢治	取締役	株式会社フジ・メディア・ホールディングス専務取締役
重村一	取締役	株式会社ニッポン放送監査役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
樋口 宗久	常勤監査役	
和田 耕一	監査役	東映株式会社常務取締役
小林 直治	監査役	株式会社テレビ朝日ホールディングス経理局長 株式会社テレビ朝日役員待遇経理局長
今村 健志	監査役	日本橋フォーラム総合法律事務所代表弁護士

- (注) 1. 取締役北崎広実氏の戸籍上の氏名は森元広実であります。
2. 取締役角南源五、清水賢治及び重村一の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役小林直治及び今村健志の両氏は、社外監査役であります。
4. 社外取締役重村一及び社外監査役今村健志の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査役和田耕一及び小林直治の両氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。

(1) 2022年6月24日開催の第84期定時株主総会における取締役の就任

就任 代表取締役会長 森下 孝三
就任 取締役 篠原 智士
就任 取締役 伊東 浩治
就任 取締役 角南 源五

(2) 担当の異動

異動時の地位	氏名	異動後	異動前	異動年月日
専務取締役	吉谷 敏		経営戦略部担当 兼経営管理本部長	2022年6月24日
常務取締役	北崎 広実		製作本部長	2022年6月24日
常務取締役	篠原 智士	営業企画本部長		2022年6月24日
取締役	山田 喜一郎	製作本部長 兼営業企画本部副本部長	営業企画本部副本部長 兼製作本部副本部長	2022年6月24日
取締役	辻 秀典	経営管理本部長 兼営業企画本部副本部長	営業企画本部長 兼経営管理本部副本部長	2022年6月24日
取締役	伊東 浩治	経営管理本部副本部長 兼経営戦略部長	経営戦略部長	2022年6月24日

(3) 取締役の退任

氏名	退任理由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況	退任年月日
手塚 治	逝去	取締役 東映株式会社代表取締役社長 株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役 株式会社テレビ朝日取締役	2023年2月11日

7. 取締役吉谷敏及び北嶋広実の両氏は、2023年6月23日をもって退任する予定であります。
8. 取締役多田憲之氏は、2023年6月29日開催予定の株式会社テレビ朝日ホールディングス定時株主総会日付で同社取締役に就任する予定であり、また同氏は、2023年6月29日付で株式会社テレビ朝日の取締役に就任する予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（常勤監査役であるものを除く。）は、それぞれ、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。ただし、故意又は重過失による違反行為に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されないなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社の役員の報酬等は、「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されますが、非常勤取締役、社外取締役及び監査役については「基本報酬」のみにより構成されております。

「業績連動型株式報酬」は取締役の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度を2019年に導入しました。

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、「基本報酬」については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内において、当社の実績や当該役員の役位、職務内容及び実績等に応じ決定し、月額報酬として毎月支給いたします。また、「業績連動型株式報酬」は、「基本報酬」の報酬限度額とは別枠で、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付が、原則として取締役の退任時に行われる株式報酬制度です。

また、決定方針の決定方法は、取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとしながら、インセンティブが働きやすいように適切な報酬水準で構成し、取締役会の諮問に応じて特別委員会が審議した結果である特別委員会の答申内容を踏まえて、取締役会で検討します。

特別委員会の答申内容を踏まえた当該取締役会決議にもとづき個人別の報酬額の具体的内容について委任を受けた代表取締役社長は、当該決議で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、上記の決定方針に則り、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると取締役会では判断しております。

なお、これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第78期定時株主総会において年額340百万円以内（うち、社外取締役年額15百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は3名）です。

また、取締役の業績連動型株式報酬の額は、2022年6月24日開催の第84期定時株主総会において3事業年度を対象として210百万円以内とすると決議されております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は10名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第78期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議にもとづき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

なお、当事業年度においては、2022年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長高木勝裕に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④業績連動報酬等に関する事項

当社は取締役の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

2023年3月31日で終了する事業年度から、2025年3月31日で終了する事業年度を対象として、各取締役の役位に応じて、每期一定の時期にポイントを付与します。また、業績目標は、本業で獲得した利益である連結営業利益に設定し、期初予算に対する達成率に応じて業績連動計数を決定の上、これを累積ポイント数に乗じて各取締役に交付する株式数を算出します。

なお、当事業年度における当該業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益18,300百万円であり、実績は28,669百万円であります。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	314 (6)	256 (6)	58 (-)	58 (-)	16 (4)
監査役 (うち社外監査役)	24 (6)	24 (6)	-	-	4 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式が信託を通じて
給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。
2. 取締役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬等58百万円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 角南源五氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社テレビ朝日ホールディングスの取締役であり、同社は当社の親会社の関連会社及びその他の関係会社、かつ当社の関係会社であります。なお、同社との取引はございません。

また、同氏は株式会社テレビ朝日の取締役副社長であります。なお、同社は株式会社テレビ朝日ホールディングスの完全子会社であり、当社の主要株主であります。同社との取引は当社作品の配信権、商品化権配分金支払等であります。

- ・当事業年度における主な活動状況

2022年6月の就任後、開催した取締役会9回全てに出席し、出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問すると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

放送業界における豊富な専門知識、経験及び高い見識等を用いた業務遂行を期待されており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

② 取締役 清水 賢治氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社フジ・メディア・ホールディングスの専務取締役であり、同社は当社の主要株主であります。なお、同社との取引はございません。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回のうち8回に出席し、出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

放送・映画業界における豊富な専門知識、経験及び高い見識等を用いた業務遂行を期待されており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

③ 取締役 重村 一氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ニッポン放送の監査役であります。なお、同社との間には記載すべき関係はございません。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

経営者としての実績・経験、放送業界における豊富な専門知識、経験及び高い見識等を用いた業務遂行を期待されており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

④ 監査役 小林 直治氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社テレビ朝日ホールディングスの経理局長であり、同社は当社の親会社の関連会社及びその他の関係会社、かつ当社の関係会社であります。なお、同社との取引はございません。

また、同氏は株式会社テレビ朝日の役員待遇経理局長であり、同社は株式会社テレビ朝日ホールディングスの完全子会社であり、当社の主要株主であります。同社との取引は当社作品の配信権、商品化権配分金支払等であります。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

また、監査役会12回全てに出席し、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑤ 監査役 今村 健志氏

- ・他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

日本橋フォーラム綜合法律事務所の代表弁護士であります。なお、同事務所との間には記載すべき関係はございません。

- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会12回全てに出席し、出席した取締役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

また、監査役会12回全てに出席し、出席した監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- (注) 1. 小林直治氏の三親等以内の親族が、当社の親会社である東映株式会社に使用人として勤務しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	48百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社の子会社であるTOEI ANIMATION PHILS.,INC.、TOEI ANIMATION ENTERPRISES LTD.及びTOEI ANIMATION EUROPE S.A.S.は、当社の会計監査人以外の監査法人又は公認会計士の監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、過年度の監査計画と実績の状況及び報酬額の推移を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

上記、「6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておらず、インターネット上の当社ウェブサイト (https://corp.toei-anim.co.jp/ja/ir/general_meeting.html) に掲載しております。

7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つとして考えており、財務の健全性、成長が期待されるビジネス機会への投資、株主様への利益還元のバランスを取りながら安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

内部留保金については、「IPを戦略の軸に据えたグローバル事業展開」をより一層強化し持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するような事業機会やグローバル企画に積極的に投資いたします。

配当については、連結業績に応じて総合的に勘案して決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、比率については四捨五入によって表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	110,702	流動負債	35,150
現金及び預金	66,909	支払手形及び買掛金	22,763
受取手形及び売掛金	24,975	未払法人税等	5,334
有価証券	50	契約負債	3,865
商品及び製品	4,812	賞与引当金	547
仕掛品	8,417	その他	2,639
原材料及び貯蔵品	107	固定負債	855
関係会社短期貸付金	3,187	役員株式給付引当金	158
その他	2,264	退職給付に係る負債	225
貸倒引当金	△21	その他	472
固定資産	39,806	負債合計	36,006
有形固定資産	8,392	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	6,581	株主資本	108,768
土地	1,315	資本金	2,867
その他	495	資本剰余金	3,409
無形固定資産	1,184	利益剰余金	103,298
ソフトウェア	1,182	自己株式	△807
その他	1	その他の包括利益累計額	5,734
投資その他の資産	30,229	その他有価証券評価差額金	2,794
投資有価証券	12,599	繰延ヘッジ損益	△1
関係会社長期貸付金	3,006	為替換算調整勘定	2,941
長期預金	13,000		
退職給付に係る資産	77		
その他	1,549		
貸倒引当金	△2	純資産合計	114,502
資産合計	150,508	負債純資産合計	150,508

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	87,457
売上原価	46,490
売上総利益	40,966
販売費及び一般管理費	12,296
営業利益	28,669
営業外収益	1,650
受取利息	192
受取配当金	718
持分法による投資利益	25
助成金収入	576
その他	138
営業外費用	528
支払利息	18
為替差損	465
その他	44
経常利益	29,791
税金等調整前当期純利益	29,791
法人税、住民税及び事業税	8,995
法人税等調整額	△103
当期純利益	20,900
親会社株主に帰属する当期純利益	20,900

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	93,319	流動負債	44,439
現金及び預金	55,088	買掛金	19,219
受取手形	4	関係会社短期借入金	13,753
売掛金	20,043	リース債務	32
商品及び製品	4,996	未払金	1,688
仕掛品	8,322	未払費用	104
原材料及び貯蔵品	60	未払法人税等	4,925
関係会社短期貸付金	3,235	契約負債	3,731
その他	1,577	預り金	350
貸倒引当金	△9	賞与引当金	521
		その他の	113
固定資産	37,402	固定負債	554
有形固定資産	8,065	リース債務	50
建物	6,209	退職給付引当金	139
構築物	179	役員株式給付引当金	158
工具器具備品	277	その他の	206
土地	1,315		
リース資産	84	負債合計	44,994
無形固定資産	1,184	純資産の部	
ソフトウェア	1,182	株主資本	83,003
電話施設利用権	1	資本金	2,867
投資その他の資産	28,152	資本剰余金	3,409
投資有価証券	7,882	資本準備金	3,409
関係会社株式	2,376	利益剰余金	77,490
長期貸付金	17	利益準備金	94
関係会社長期貸付金	3,061	その他利益剰余金	77,396
長期預金	13,000	別途積立金	4,100
差入保証金	515	繰越利益剰余金	73,296
繰延税金資産	388	自己株式	△764
その他	913	評価・換算差額等	2,724
貸倒引当金	△2	その他有価証券評価差額金	2,725
		繰延ヘッジ損益	△1
資産合計	130,721	純資産合計	85,727
		負債純資産合計	130,721

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	79,737
売上原価	51,120
売上総利益	28,616
販売費及び一般管理費	9,302
営業利益	19,313
営業外収益	4,010
受取利息及び配当金	3,746
為替差益	116
その他の	147
営業外費用	188
支払利息	183
その他の	5
経常利益	23,136
税引前当期純利益	23,136
法人税、住民税及び事業税	7,156
法人税等調整額	△535
当期純利益	16,514

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

東映アニメーション株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 勇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東映アニメーション株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東映アニメーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

東映アニメーション株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 勇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東映アニメーション株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

東映アニメーション株式会社 監査役会

常勤監査役	樋口宗久	Ⓔ
監査役	和田耕一	Ⓔ
監査役(社外監査役)	小林直治	Ⓔ
監査役(社外監査役)	今村健志	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、前年同様、配当性向は30%といたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 155円 総額 6,395,556,835円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役手塚治氏は、2023年2月11日をもって逝去により退任されました。

つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の任期は当社定款の規定により、退任された取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する 当社株式の数
よしむらふみお 吉村文雄 (1965年 2月3日生)	1988年4月 東映株式会社に入社 2016年6月 同社コンテンツ事業部長 2018年6月 同社執行役員に就任 2020年6月 同社取締役に就任 同社ビデオ営業部門担当 2021年4月 同社コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ企画営業部長 2021年6月 同社常務取締役に就任 2022年7月 同社映像本部副本部長(現任) 2023年4月 同社代表取締役に就任(現任) (重要な兼職の状況) 東映株式会社代表取締役社長	0株

取締役候補者とした理由

吉村文雄氏は、2020年に東映株式会社取締役に就任し、現在は同社代表取締役社長を務めており、経営全般に対する豊富な知識と経験を有しております。取締役会の一員として当社経営の監督等を適切に行うことができるかと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 当社との間の特別の利害関係について

候補者は、当社の親会社である東映株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社に当社の製作したアニメーション映像のテレビ放送業者への販売等を委託し、また資金の貸付を行っております。

- 候補者の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

- 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定です。当該保険により被保険者である取締役がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案を本総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する 当社株式の数
1	樋口 宗久 (1959年 12月8日生)	1981年12月 当社に入社 2006年10月 当社製作本部第二製作部長 2009年7月 当社製作本部デジタル映像部長 2012年6月 当社製作本部デジタル映像部長（役員待遇） 2014年10月 当社経営管理本部監査部長（役員待遇） 2017年6月 当社執行役員に就任 2018年12月 当社製作本部スタジオ管理部付部長 2019年6月 当社監査役に就任 2020年2月 当社常勤監査役に就任（現任）	1,400株
監査役候補者とした理由 樋口宗久氏は、長年、当社の製作部門と監査の業務に従事しており、豊富な経験と高い見識をもって企業活動全般にわたる監査が期待できると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。			
2	和田 耕一 (1965年 9月7日生)	1988年4月 東映株式会社に入社 2014年6月 同社経理部長 2016年6月 同社執行役員に就任 2018年6月 同社取締役役に就任 2019年6月 当社監査役に就任（現任） 2020年6月 東映株式会社経営戦略部担当（現任） 2021年6月 同社常務取締役役に就任（現任） 2022年7月 同社経営管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 東映株式会社常務取締役	0株
監査役候補者とした理由 和田耕一氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験・知見を当社の経営監視体制の強化に活かしていただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	こ ばやし なお じ 小 林 直 治 (1962年 12月25日生)	1998年4月 全国朝日放送株式会社（その後株式会社テレビ朝日に商号変更、現在は株式会社テレビ朝日ホールディングス）に入社 2011年7月 同社経営戦略局経営戦略部長 2014年4月 株式会社テレビ朝日ホールディングス経営戦略局経営戦略部長 株式会社テレビ朝日（テレビ朝日分割準備株式会社が吸収分割により放送事業等を承継し、商号変更）経営戦略局経営戦略部長 2017年7月 株式会社テレビ朝日ホールディングス経営戦略局次長 株式会社テレビ朝日経営戦略局次長 2019年7月 株式会社テレビ朝日ホールディングス経理局長（現任） 株式会社テレビ朝日経理局長（現任） 2020年6月 当社監査役に就任（現任） 2021年6月 株式会社テレビ朝日役員待遇（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日ホールディングス経理局長 株式会社テレビ朝日役員待遇経理局長	0株
社外監査役候補者とした理由 小林直治氏は、放送業界における経験・知識が豊富であり、十分な見識を有していることから、これらの経験・知識を当社の経営監視体制の強化に活かしていただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。			

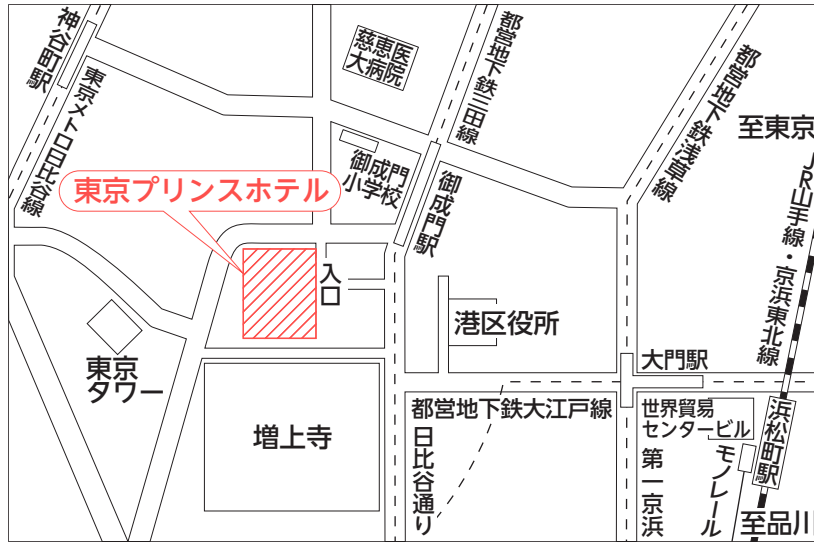
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する 当社株式の数
4	いまむらけんし 今村健志 (1955年 6月27日生)	1981年4月 板橋区職員 1988年10月 司法試験合格 1991年3月 司法修習終了 1991年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 遠藤法律事務所入所 2002年1月 日本橋フォーラム総合法律事務所(遠藤法律事務所が名称変更) パートナー弁護士に就任 2009年1月 同事務所代表弁護士に就任(現任) 2015年6月 当社監査役に就任(現任) (重要な兼職の状況) 日本橋フォーラム総合法律事務所代表弁護士	0株
社外監査役候補者とした理由 今村健志氏は、弁護士として豊富な経験・企業法務をはじめとした法務全般に関する専門的な知識を有しており、これらの経験・知識を当社の経営監視体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林直治及び今村健志の各氏は、社外監査役候補者であります。なお、今村健志氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 小林直治、今村健志の各氏の当社社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ小林直治氏は3年、今村健志氏は8年であります。
4. 特定関係事業者の業務執行者又は役員について
(1)和田耕一氏は、当社の親会社である東映株式会社の常務取締役経営管理本部長兼経営戦略部担当であり、同社から報酬を受けております。
(2)小林直治氏は、当社の親会社の関連会社及びその他の関係会社、かつ当社の関係会社であるテレビ朝日ホールディングスの経理局長であり、同社から報酬を受けております。
5. 当社は現在、和田耕一氏、小林直治氏、今村健志氏との間で、それぞれ、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は当社及び当社の子会社の全ての取締役、監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。当該保険により被保険者である監査役がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
TEL (03) 3432-1111 (代)



J R山手線・京浜東北線 モノレール	}	浜松町駅から	徒歩 10分
都営地下鉄三田線		御成門駅(A1)から	徒歩 1分
都営地下鉄浅草線	}	大門駅(A6)から	徒歩 7分
都営地下鉄大江戸線		神谷町駅(3番)から	徒歩 10分
東京メトロ日比谷線			

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。

ご出席者への「おみやげ配布」は行いませんので、ご了承お願い申し上げます。